

## 別 冊

### 八街市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)

平成30年2月2日(決定)

令和 3年6月7日(変更)

八街市農業委員会

「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第7条第1項の規程に基づき、八街市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年度を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選時期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動計画については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

#### 記

#### 1 遊休農地の解消について

##### (1) 遊休農地の解消面積

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
設定時 (平成29年3月)	3,411ha	150ha	4.4%
現 状 (令和3年3月)	3,303ha	173ha	5.2%
目 標 (令和5年3月)	3,283ha	155ha	4.9%

##### 【目標設定の考え方】

- ・管内の農地面積については、農地台帳による農地面積(令和3年3月末)とし、農地転用等の実績により「毎年10ha減少する」と想定し面積を修正。
- ・遊休農地については、令和2年度の農地利用状況調査で、草刈等で解消可能な遊休農地(約173ha)のうち、「対前年度比5%解消」することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・ 農業委員と推進委員の連携により、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。それぞれの調査時期については「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、違反転用パトロールについては、発生防止・早期発見等の観点から、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- ・ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ・ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農地台帳に反映する。

② 農地中間管理機構との連携について

- ・ 利用意向調査の結果を受け、農家が農地中間管理機構（千葉県園芸協会）への貸付を希望した農地については農地中間管理機構への報告を行う。

③ 非農地判断について

- ・ 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって B 分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、八街市農業振興地域整備計画との整合性に配慮し、現況に応じて「非農地判断」を行い農地との明確化を行う。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
設定時 (平成 29 年 3 月)	3, 4 1 1 ha	1 9 0. 6 ha	5. 6 %
現 状 (令和 3 年 3 月)	3, 3 0 3 ha	2 5 4. 2 ha	7. 7 %
目 標 (令和 5 年 3 月)	3, 2 8 3 ha	2 8 0. 3 ha	8. 5 %

【目標設定の考え方】

- ・ 管内の農地面積については、農地台帳による農地面積(令和 3 年 3 月末)とし、農地転用等の実績により「毎年 1 0 h a 減少する」と想定し面積を修正。
- ・ 農地利用集積面積については、「対前年度比 5 % の増加」することを目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積のための具体的な取り組み

- ・ 円滑な権利移動ができるようリーフレットを活用し、農地中間管理機構や経営基盤強化促進法による利用権設定等の周知を図る。

- ・農地中間管理機構を活用し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた集積を推進する。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
設定時(平成 29 年 3 月)	3 経営体
現 状(令和 3 年 3 月)	29 経営体
目 標(令和 5 年 3 月)	39 経営体

#### 【目標設定の考え方】

- ・毎年度 5 経営体（親元就農を除く）の新規参入を目標とする。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 関係機関との連携について

- ・農業委員会ネットワーク機構（千葉県農業会議）、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借り意向のある新規参入者（認定農業者及び参入希望者（法人含む。））を把握し、必要に応じて現地紹介や相談を実施する。

##### ② 企業参入の推進について

- ・担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから農地中間管理機構を活用して、企業の参入の推進を図る。

##### ③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- ・高齢化により農地の遊休化が深刻な地域について、利用の意向を随時確認し情報提供を図ることで新規参入を推進する。
- ・農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、地域との橋渡しを行う。